



浜松市

平成23年度 外部評価資料

資料番号	事業名	所管課
2-1	地震対策推進事業	建築行政課

事業シート3

課コード: 002405000
 担当組織: 建築行政課

作成日: 平成23年5月30日
 責任者: 近藤典彦

基本政策	課	政策	目	事業	
計画コード	14	01	0224	01	022403

款	項	目	事項	
予算コード	36	01	20	21

款	項	目	事項
	36	01	20

事業名: 地震対策推進事業

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	人工 (正規職員) (単位:人)	22年度	23年度	比較
	279,297	197,018	△ 82,279		5.3	5.3	0.0
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他
	919	11,250			183,560		1,289

◆事業の目的

予想される東海地震等による被害を最小限に抑えるため、旧構造基準で建てられた建築物の耐震化及び道路沿いの危険なブロック塀等の対策を促進する。また、地震等により被災した建築物の二次災害の防止や人的被害の恐れのある建築物の対策を図る。

◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

静岡県地震対策推進条例に基づき、TOUKAI(東海・倒壊)ー0総合支援事業を推進するため、下記の事業を積極的に展開する。また、応急危険度判定士の養成や認定・登録、連絡網の整備や訓練等を実施する。

- わが家の専門家診断事業…旧構造基準(昭和56年5月31日以前の基準)で建てられた既存木造住宅について、耐震診断補強相談士を無料で派遣し、耐震診断とあわせ補強などの相談を行う。
- 木造住宅耐震補強助成事業…既存木造住宅の耐震補強工事を実施する者に対し、その費用の一部(上限額一般30万円、高齢者世帯等50万円、耐震評点0.4未満15万円加算)を助成する。
- 木造住宅補強計画策定事業…旧構造基準で建てられた既存木造住宅の補強計画を作成する者に対し、その費用の一部(事業費の2/3かつ96,000円限度)を助成する。
- 建築物耐震診断事業…旧構造基準で建てられた既存建築物の耐震診断をする者に対し、その費用の一部(面積に応じ定められた額)を助成する。
- ブロック塀等耐震化促進事業…倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀の撤去や改善工事をする者に対し、その費用の一部(工事費又は撤去の場合8,900円/m、改善の場合38,400円/mの低い額、限度額はそれぞれ10万円、25万円)を助成する。

その他、次の事業が要綱に定められており、必要に応じて予算措置をしてから助成を行う。

- ・建築物補強計画策定事業…木造住宅を除く建築物の補強計画策定に要する費用の一部を助成する。
- ・建築物耐震補強助成事業…旧構造基準で建てられた既存建築物の耐震補強工事をする者に対し、その費用の一部を助成する。
- ・緊急輸送路沿道建築物耐震補強助成事業…緊急輸送路沿いの既存建築物の耐震補強工事をする者に対し、その費用の一部を助成する。
- ・がけ地近接危険住宅移転事業…がけ地の崩壊等の恐れのある地域において、危険住宅の移転を実施する者に費用の一部を助成する。

◆これまでの取組状況(平成22年度に何をを行い、その結果はどうだったか)

○平成22年度は、無料診断230件、補強工事268件(補強工事268件には緊急総合経済対策の135件を含む)等の助成を実施、建築物の耐震化が図られた。
 ・無料診断は当初予定の120件減、補強工事は当初予定の47件減。昨年末の国の緊急総合経済対策や静岡県によるダイレクトメール発送によるPRにより、無料診断は170件程度が次年度予約となっている。

○道路に面している危険なブロック塀等について33件の撤去改善の助成を実施、大規模地震時の倒壊による人身事故防止が図られた。

開始年度	終了予定年度	事業の性格分類	根拠法令等					
平成 9 年	年	自治事務	建築物の耐震改修の促進に関する法律、静岡県地震対策推進条例					
会計区分	戦略性	マニフェスト	事業の特徴	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
一般会計	重点戦略						○	
行革審答申	外部評価	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	*H20は事業仕分け	○						

(単位:千円)		H22	H23	H24計画	H25計画	H26計画	H23~26計
事業費	予算	279,297	197,018	197,018	197,018	197,018	788,072
	決算						0
財源内訳	国・県支出金	201,752	134,073	134,073	134,073	134,073	536,292
	市債						0
	その他						0
	一般財源	77,545	62,945	62,945	62,945	62,945	251,780
	*一般会計繰入						0
人件費(報酬等)		0	0	0	0	0	0
人件費		42,400	42,400	42,400	42,400	42,400	169,600
内訳	人工(正規)	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	—
	人工(非常勤)						—
	人工(再任用)						—
年間経費(事業費+人件費)		42,400	239,418	239,418	239,418	239,418	957,672

成果指標1		民間の住宅の耐震化率(平成27年度目標90%)					
種類	アウトカム(成果指標)	単位	H22	H23	H24	H25	H26
	目標	%	84	85	86	87	89
	実績	%	84				

成果指標2		民間の特定建築物の耐震化率(平成27年度目標85%)					
種類	アウトカム(成果指標)	単位	H22	H23	H24	H25	H26
	目標	%	77	80	81	82	83
	実績	%	80				

◆事業の成果(平成22年度末時点での目的の実現状況 ※活動ではなく状態)
 平成22年度は、無料診断230件、補強工事268件等を実施し、住宅の耐震化率は、「浜松市耐震改修促進計画」に基づく平成22年度目標84%に予定通り達しており順調に進捗している。

◆評価(平成22年度事業の評価)

(1) 必要性: 継続

(理由)

東海地震が予測されている中、市民の生命、財産を地震等の災害から守るため、住宅・建築物等の耐震化を進める事業であり廃止できない。

(2) 実施主体: 市

(理由)

市民あてに補助金を交付する事業であり、行政以外の主体が実施することはできない。

(3) 選択と集中 集中

(理由)

耐震改修促進計画の目標耐震化率達成に向けて順調に進捗しているが、無料診断の申し込みは近年減少している。予想される東海地震による被害の防止のためには、市民の地震に対する意識の向上を図っていくことが必要であり、さらに耐震化率を上げていくために継続して資源を投入していかなければならない。また、完了検査等の導入により、一層の資源集中を図っていく。

(4) 改善: その他改善

(理由)

行政が主体で実施する補助事業であるが、無料診断は、専門家の派遣を既に委託で実施している。木造住宅耐震補強工事の助成事業において、施工事業者の登録制度、現場検査の導入、設計者による工事監理の義務化など、市民が安心して補強工事を実施できるよう実施要綱を改訂した

今後の方向性 改善

住宅・建築物の耐震化促進は、平成17年3月の中央防災会議で決定された「地震防災戦略」に基づき、国政レベルで遂行されている。また、最近では東海・東南海・南海の3地震が連動する巨大地震の発生も懸念されているため、建築物の耐震化は一層の促進が求められている。

◆改革・改善(評価を反映して何を見直したか)

(1) これまでに実施した改革・改善(平成23年度予算で反映したものを含む)

木造住宅耐震補強工事の助成事業において、施工事業者の登録制度、現場検査の導入、設計者による工事監理の義務化など、市民が安心して補強工事を実施できるよう実施要綱を改訂した。

(2) 今後の改革・改善計画(いつまでに何をどう見直す)

引き続き市民が暮らしている住宅等の耐震化への理解を促し、その改善に取り組んでもらうため、市広報紙、各種メディアでのPR、設計・工事業者へのPR協力依頼等に努めていく。

補足シート3-①

	款	項	目	事項
予算コード	36	01	20	21 06

事業名：事務費

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
	2,707	2,208	△ 499					
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
	919						1,289	

◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

地震対策推進事業を補完するため、補助申請等事務を行う。
また、地震に備えて応急危険度判定業務の体制等の充実を図るため、マニュアルの修整や判定士の研修を実施する。

◆これまでの取組状況(平成22年度に何をを行い、その結果はどうなったか)

耐震補助事業の補助申請や判定士講習会に参加した。
地震災害に備えて、応急判定士機材等の補充を行うなど応急判定業務の体制や環境の整備を図った。

補足シート3-②

	款	項	目	事項
予算コード	36	01	20	21 11

事業名：国交付金事業

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
	61,490	51,710	△ 9,780					
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
		11,250			40,460		0	

◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

- わが家の専門家診断事業…市民の申し出により、耐震診断補強相談士を無料で派遣し、耐震診断とあわせ補強などの相談を行う。
- 木造住宅補強計画策定事業…旧構造基準で建てられた既存木造住宅の補強計画を作成する者に対し、その費用の一部(事業費の2/3かつ96,000円限度)を助成する。
- 建築物耐震診断事業…旧構造基準で建てられた既存建築物の耐震診断をする者に対し、その費用の一部(面積に応じ定められた額)を助成する。
- 建築物補強計画策定事業…木造住宅を除く建築物の補強計画策定に要する費用の一部(事業に要する経費の2/3の額と延床面積ごとの助成基準額とを比較して、いずれか少ない額)を助成する。

◆これまでの取組状況(平成22年度に何をを行い、その結果はどうなったか)

- わが家の専門家診断事業 …230件 10,350,000円
- 木造住宅補強計画策定事業 … 補助額 96,000円(上限額) 197件 18,912,000円
補助額 70,000円～90,000円 3件 248,000円
合計 200件 19,160,000円
- 建築物耐震診断事業 … 12件 4,583,000円
- 建築物補強計画策定事業 … 1件 1,598,000円

補足シート3-③

	款	項	目	事項
予算コード	36	01	20	21 16

事業名：耐震補強工事助成事業(補助金)

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
	151,500	139,000	△ 12,500					
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
					139,000		0	

◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

■木造住宅耐震補強助成事業…既存木造住宅の耐震補強工事を実施する者に対し、その費用の一部(上限額一般30万円、高齢者世帯等50万円、耐震評点0.4未満15万円加算)を助成する。

◆これまでの取組状況(平成22年度に何を行い、その結果はどうなったか)

一般 167件
 高齢者 101件
 合計 268件 (156,721,000円)
 (国の緊急総合経済対策による上乗せ補助件数:135件を含む)

補足シート3-④

	款	項	目	事項
予算コード	36	01	20	21 21

事業名：ブロック塀等耐震改修助成事業(補助金)

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
	4,100	4,100	0					
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
					4,100		0	

◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

道路に面している危険なブロック塀等の撤去
 緊急輸送路等に面している危険なブロック塀等の改善

撤去工事:実工事費と基準価格(撤去延長×8,900円)を比較し、低価格の1/2補助 上限10万円
 改善工事:避難路等に沿ったブロック塀撤去後の新設フェンス等の設置費補助
 実工事費と基準価格(撤去延長×38,400円)を比較、低価格の1/2補助 上限25万円

◆これまでの取組状況(平成22年度に何を行い、その結果はどうなったか)

ブロック塀等撤去費用補助 32件 1,913,000円
 ブロック塀等改善費用補助 1件 226,000円

論点シート

事業番号	2 - 1	事業名	地震対策推進事業
部局	建築住宅部	所管課	建築行政課
H23 予算	197,018 千円	所管課	改善（その他）
H22 予算	279,297 千円	一次評価	
評価対象事業についての論点等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震に備え、耐震化をさらに進める方策は、市民の不安解消のため一気に行なう方法はないか ・ 今の制度で完了までに何年かかるか、補助率を下げ件数を増やすなどの対応は ・ 東日本大震災を受け危機意識が高まっている今だからこそその効果的な事業展開は ・ 一方で拡大圧力が増すことが予想される中での事業の適正規模は ・ 制度の使い勝手は良いか ・ 経済的理由などでやることのできない人にやってもらう方策はないか 			
評価対象事業についての二次評価			
<p>【改善（その他）】 耐震化をさらに進める方策を検討すべき</p>			

浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業

～わが家の専門家診断事業

●お問い合わせ 建築住宅部 建築行政課
電話 053-457-2473

※浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業……

地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害及び土砂災害等による被害を防止するための支援事業

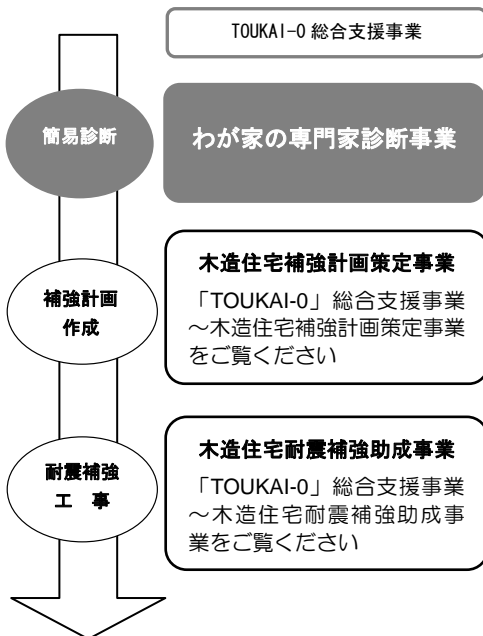
目的

「わが家の専門家診断事業」は、予想される東海地震による、人命・財産の被害を最小限とするため、現行の耐震基準施行以前に建築された既存木造住宅などについて、耐震診断の実施を促進することを目的としています。

概要

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について専門家を無料で派遣し簡易な耐震診断を行います。

■木造住宅の耐震化の一般的な流れ



◆◆ 対象 ◆◆

- ・市内の昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅及び同日において工事中であった木造住宅

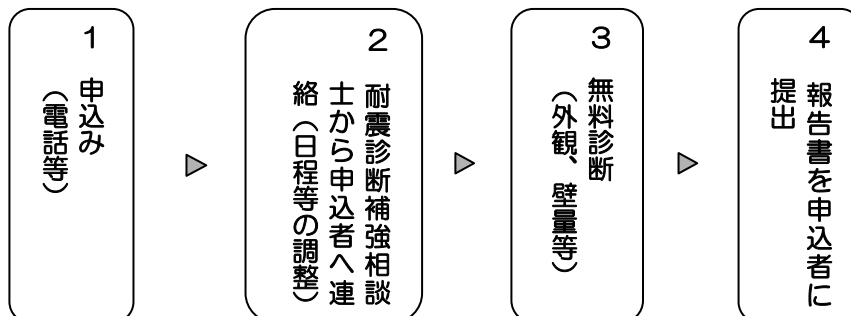
◆◆ 内容 ◆◆

- ・わが家の耐震診断調査票の提出、又は電話での派遣申し込みのあった翌月の末ごろから順次、派遣を実施。
- ・県が登録した耐震診断補強相談士と連絡を取り、耐震診断を行い、後日診断結果の報告を行う。

※補強方法の相談にも応じます。

なお、県や市で進めている事業と無関係の一部民間事業者が、紛らわしいセールスを行っていることがあります。不審に思われた場合は、建築行政課までお問合せください。

■ 申し込み手順



浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業

～木造住宅補強計画策定事業

●お問い合わせ 建築住宅部 建築行政課
電話 053-457-2473

※浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業……

地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害及び土砂災害等による被害を防止するための支援事業

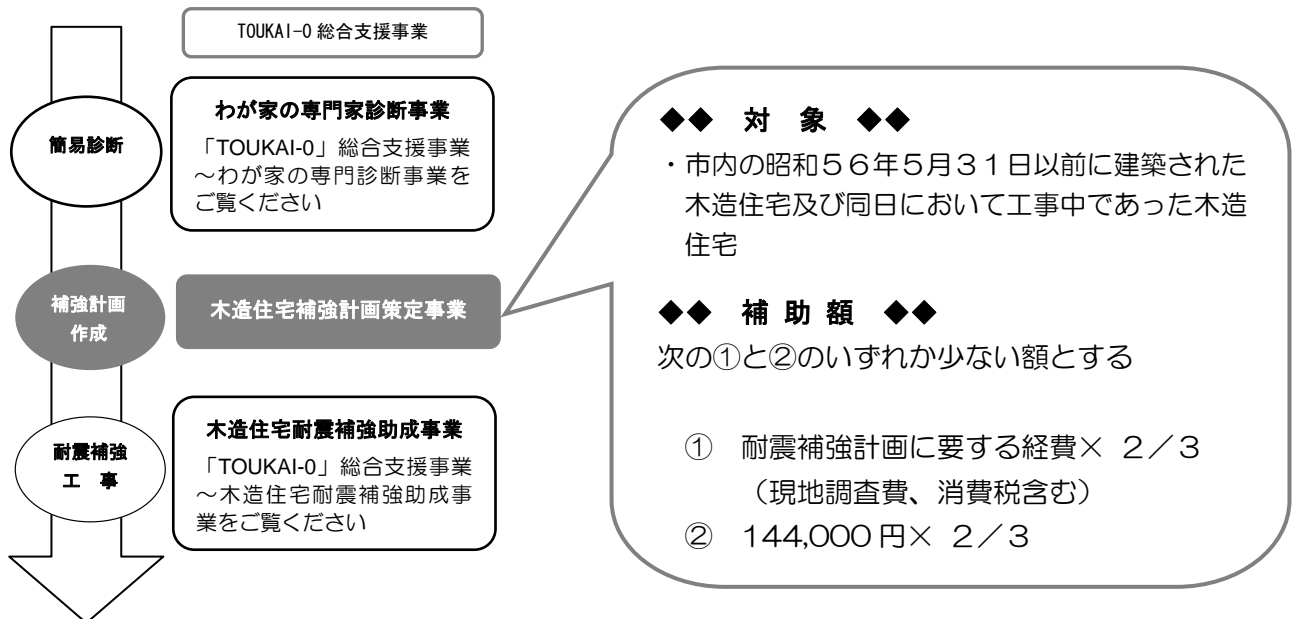
目的

「木造住宅補強計画策定事業」は、予想される東海地震による、人命・財産の被害を最小限とするため、現行の耐震基準施行以前に建築された既存木造住宅などについて、耐震補強計画の実施を促進することを目的としています。

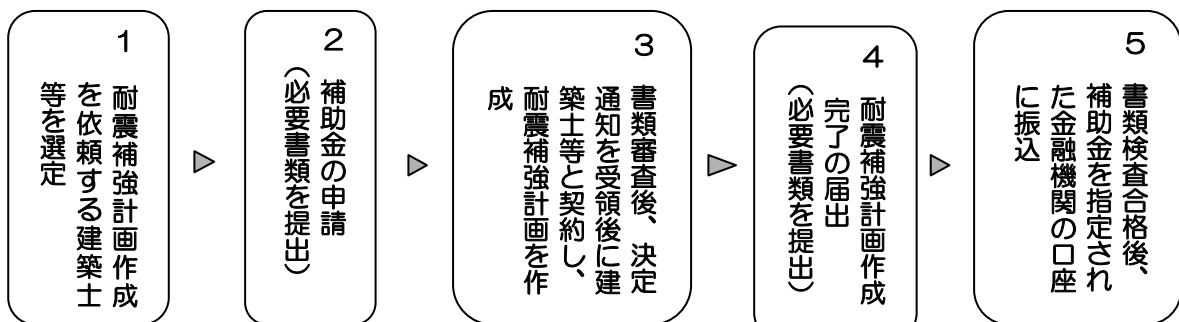
概要

既存木造住宅の耐震補強計画作成について、その実施費用の一部を補助する。

■木造住宅の耐震化の一般的な流れ



■申し込み手順



浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業

～木造住宅耐震補強助成事業

●お問い合わせ 建築住宅部 建築行政課
電話 053-457-2473

※浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業……

地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害及び土砂災害等による被害を防止するための支援事業

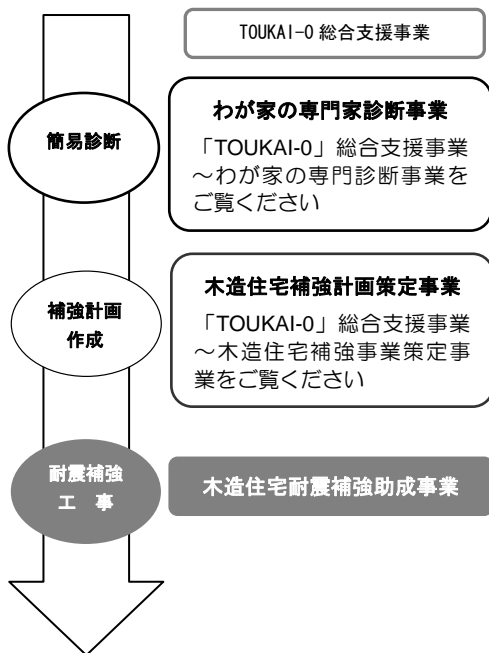
目的

「木造住宅耐震補強助成事業」は、予想される東海地震による、人命・財産の被害を最小限とするため、現行の耐震基準施行以前に建築された既存木造住宅などについて、耐震改修の実施を促進することを目的としています。

概要

既存木造住宅の耐震補強工事について、その実施費用の一部を補助する。

■木造住宅の耐震化の一般的な流れ



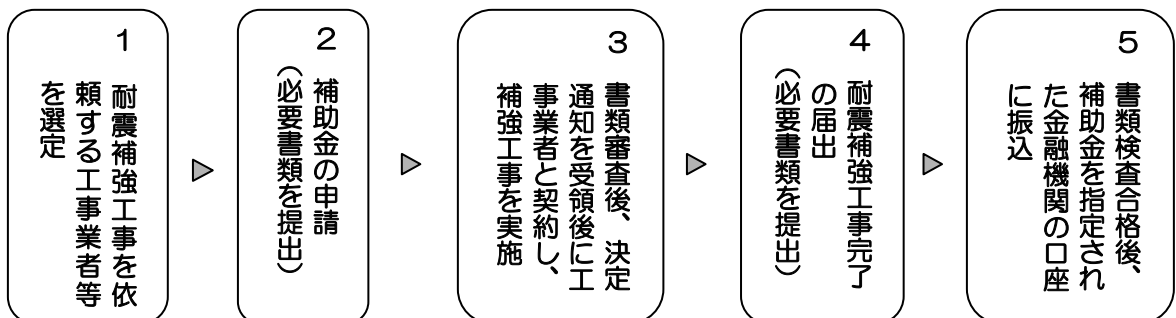
◆◆ 対象 ◆◆

- ・市内の昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅及び同日において工事中であった木造住宅
- ・耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満の木造住宅で、耐震評点が1.0以上となり、かつ0.3ポイント以上上がる耐震補強工事に限る。
- ・新工法を採用する場合等は、耐震評点が1.0以上と同等以上の効果が認められる耐震補強工事

◆◆ 補助額 ◆◆

1敷地ごとに、耐震補強工事に要する経費と30万円(高齢者の方のみが居住する住宅等は、50万円)のいずれか少ない額。上部構造評点が0.4未満にあっては15万円上乘せ。

■申し込み手順



浜松市プロジェクト「TOUKAI - 0」総合支援事業

～建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強助成事業

●お問い合わせ 建築住宅部 建築行政課

電話 053-457-2473

※浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業……

地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害
及び土砂災害等による被害を防止するための支援事業

目 的

「建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強助成事業」は、既存建築物（木造住宅を除く）の倒壊などに起因する災害の防止を図るため、現行の耐震基準施行以前に建築された既存建築物（木造住宅を除く）等について、耐震診断や耐震補強の実施を促進することを目的としています。

概 要

既存建築物（木造住宅を除く）の耐震診断・耐震補強について、その実施費用の一部を補助します。

◆◆ 対 象 ◆◆

◇建築物耐震診断事業については、昭和56年5月31日以前に建築された既存建築物（木造住宅を除く）であること

◇建築物補強計画策定事業については、昭和56年5月31日以前に建築された既存建築物（木造住宅を除く）であること。また、①②の要件を満たすもの

- ① 計画後 $I_s/ET \geq 1.0$ とする
- ② 耐震補強工事の実施を予定するもの

◇建築物耐震補強助成事業については、昭和56年5月31日以前に建築された既存建築物で特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けた建築物であること。また、①②のいずれかに該当し、かつ③の要件を満たすもの

- ① 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、給食提供施設等）
- ② 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、ホテル、マンション等）
- ③ 倒壊した場合に周辺市街地に及ぼす影響が大きい建築物（敷地面積 おおむね 500 m^2 以上。延べ床面積 $1,000 \text{ m}^2$ 以上かつ、地階を除く階数が原則として3階以上の耐火建築物または準耐火建築物。）

◆◆ 補助額 ◆◆

◇ 建築物耐震診断補助額については、耐震診断に要する経費×2/3と次の算定式で得られた額のいずれか少ない額とする。

一戸建て住宅（木造住宅を除く）

＜対象建築物延べ面積に関わらず全て＞ $130,000円 \times 2/3$

その他

＜対象建築物延べ床面積 1,000 m²以内の部分＞ 対象建築物延べ床面積×2,000円×2/3

＜対象建築物延べ床面積 1,000 m²を超え 2,000 m²以内の部分＞

対象建築物延べ床面積×1,500円×2/3

＜対象建築物延べ床面積 2,000 m²を超える部分＞

対象建築物延べ床面積×1,000円×2/3

◇建築物補強計画策定補助額については、補強計画策定に要する経費×2/3と次の助成基準額のいずれか少ない額とする。

＜非木造住宅（一戸建て）の場合＞ 上限 1,200,000円

＜対象建築物延べ面積 1,000 m²未満の場合＞ 上限 1,600,000円

＜対象建築物延べ面積 1,000 m²以上 2,000 m²未満の場合＞ 上限 2,800,000円

＜対象建築物延べ面積 2,000 m²以上 3,000 m²未満の場合＞ 上限 3,600,000円

＜対象建築物延べ面積 3,000 m²以上の場合＞ 上限 4,000,000円

◇建築物耐震補強補助額については、耐震補強に要する経費×0.23×2/3と次の算定式で得られた額のいずれか少ない額とする。

＜免震工法による場合＞ 対象建築物延べ床面積×80,000円×0.23×2/3

＜他の工法による場合＞ 対象建築物延べ床面積×47,300円×0.23×2/3

浜松市プロジェクト「TOUKAI - 0」総合支援事業

～緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業

●お問い合わせ 建築住宅部 建築行政課
電話 053-457-2473

※浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業……

地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害
及び土砂災害等による被害を防止するための支援事業

目的

「緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業」は、地震が発生した際に援助・医療・消防活動及び避難者への緊急物資の確保等に必要の人・モノの輸送をおこなうための道路を確保することを目的としています。

概要

緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震改修について、その実施費用の一部を補助します。

◆◆ 対象 ◆◆

◇次のすべての条件に当てはまる建築物

- ・昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物
- ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けた建築物
- ・倒壊した際に、前面道路の幅員の1/2以上ふさぐおそれのある建築物

◆◆ 補助額 ◆◆

次の①と②のいずれか少ない額とする

- ① 耐震補強に要する経費×2/3
- ② 対象建築物延べ床面積×47,300円×2/3

浜松市プロジェクト「TOUKAI - 0」総合支援事業

～ブロック塀等耐震化促進事業

●お問い合わせ 建築住宅部 建築行政課
電話 053-457-2473

※浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業……

地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害及び土砂災害等による被害を防止するための支援事業

目的

「ブロック塀等耐震化促進事業」は、ブロック塀などの倒壊や転倒による通行人への危害を防止し、緊急輸送路・避難路・避難地などの通行及び安全を確保するため、建築基準法などの基準に適合していない道路沿いのブロック塀などの撤去や改善を促進することを目的としています。

概要

本事業は、「ブロック塀等撤去事業」と「ブロック塀等改善事業」の2事業からなっています。

■ ブロック塀等撤去事業

地震発生時において倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去するための工事費用の一部を補助します。

◆◆ 対象 ◆◆

- ・市内の道路・避難地等に沿ったブロック塀
- ・道路からの高さ80cm以上かつ、ブロック塀の場合は3段以上
- ・市の安全基準に適合しないものは全て撤去する

※ 撤去後は安全な塀や生垣にする

◆◆ 補助額 ◆◆

次の①と②のいずれか少ない額で、1敷地10万円を限度とする

- ① 撤去工事費×1/2
- ② 撤去するブロック塀等の長さ(m)×8,900円×1/2

■ ブロック塀等改善事業

地震発生時において倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀等を安全な塀に改善するための工事費用の一部を補助します。

◆◆ 対象 ◆◆

- ◇ 次のいずれかの条件に当てはまる塀
 - ・市内の緊急輸送路・避難路・避難地等に面する塀で、転倒物等の調査により改善の指示を受けたもの
 - ・市内の容積率400%以上の商業地域内の道路に面する塀

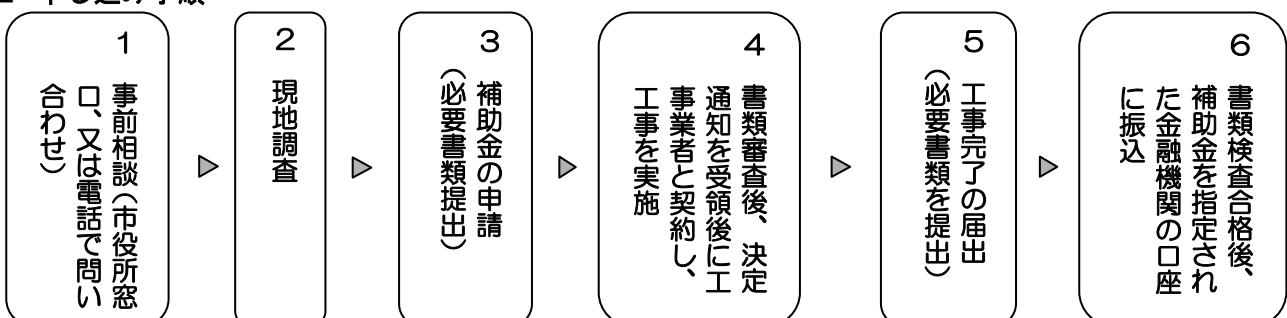
※ 金属製フェンス等の安全な塀や生垣などし道路の安全が確保されること

◆◆ 補助額 ◆◆

次の①と②のいずれか少ない額で、1敷地25万円を限度とする

- ① 改善工事費×1/2
- ② 改善後の長さ(撤去するブロックが限度)×38,400円×1/2

■ 申し込み手順



浜松市プロジェクト「TOUKAI - 0」総合支援事業

～がけ地近接危険住宅移転事業

- お問い合わせ 建築住宅部 建築行政課
電話 053-457-2473

※浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業……

地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害
及び土砂災害等による被害を防止するための支援事業

目 的

「がけ地近接危険住宅移転事業」は、がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等からの移転を促進することを目的としています。

概 要

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域の危険住宅の移転について、その実施費用の一部を補助します。

◆◆ 対 象 ◆◆

◇次のいずれかの条件に当てはまる住宅（危険住宅）

- ①静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅
- ②静岡県建築基準条例第10条で建築を制限している区域内に建っている住宅
で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの
- ③県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に建っている住宅
- ④上記①～③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告等を受けた住宅

◆◆ 補 助 額 ◆◆

◇次の①で定めた額とする（ただし、各経費は②の額を限度とする）

- ①危険住宅移転に要する経費（既存住宅の除却等に要する経費と新たな住宅の取得等に要する資金を金融機関等から借り入れた場合の借入金に対する利子に相当する経費の合計）
- ②各経費の限度額
（危険住宅の除却等費）780,000円、（新たな住宅の取得費）4,440,000円、
（新たな住宅用土地取得費）2,060,000円、（新たな住宅用敷地造成費）580,000円